

# 「水軒の浜再生」について ～白砂青松の浜を目指して～

矢須 直  
南 紀雄

和歌山県庁 県土整備部港湾空港局港湾空港課(〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通り1-1)

和歌山県では、和歌山市西浜地先の国有海浜地(水軒の浜)において、40年以上続いていた家屋・住宅・車庫等の不法占有物件の撤去指導を平成20年度から本格的に実施し、その跡地管理及び活用について、民間団体(「水軒の浜に松を植える会」とともに進めている内容を報告します。また、この取組みが、各地の不法占有の解消に役立つことを期待致します。

キーワード 不法占有対策、住民参加、景観再生、空き家対策



(注)「水軒の浜」は、北側は、花王(株)和歌山工場と養翠園(紀州徳川家ゆかりの庭園)隣接地に至る国有海浜地である。

## 1 はじめに

和歌山市西浜地先にある国有海浜地「水軒の浜」は、和歌山市を流れる紀の川の西側に位置する約4kmの砂洲に江戸中期に構築されたとされる貴重な約1kmの石積み堤防の史跡であり、昭和39年に、工業団地として、海岸が埋め立てられるまでは、白砂青松の美しい浜として、海水浴場として利用されるなど、市民の憩いの場として、利用されていました。



しかしながら、埋立て後に臨港道路と臨港鉄道(電車線路)を設置して以降、水軒の浜は、雑木に覆われ、周辺から見えなくなってから、不法の倉庫・家屋・車庫などが設置され、不法投棄の多い場所となり、美しい浜の姿は、徐々に消えていきました。平成17年に臨港道路の交差点改良工事に伴い、「水軒の浜」の発掘調査を行ったところ、堤防は、江戸時代に建設された有数の土木技術を駆使して築造された、非常に貴重なものであることが改めて認識されました。(和歌山県教育委員会 平成21年3月和歌山県指定史跡水軒堤防確認調査報告書)



また、和歌山県においても、平成20年度から、不法占用対策を行うため、総延長1.6kmの不法物件の調査を行い、計204物件の様々な不法物件を確認しました。(図1-3、4)



## 2 「水軒の浜に松を植える会」の活動

「水軒の浜に松を植える会」(以下、「松を植える会」という。)は、「水軒の浜」の区域内にある和歌山市立西浜中学校のOBが中心となって、「松を植えること」、「健康推進」、「環境美化」や「文化財保全」を目的に、平成20年1月に設立致しました。

理由は、平成19年に開催した西浜中学校創立記念行事において、かつての白砂青松のイメージを持って、「水軒の浜」を見たところ、あまりの不法投棄の多さと不法占用の状況について、驚いたことが理由とのことでした。

そこで、「松を植える会」では、不法投棄などの荒れた浜を再生させるため、役員自ら、毎週二回の清掃活動を実施するだけでなく、年間5回程度のクリーン大作戦を実施し、更には、西浜中学校の生徒の課外活動として、松を植えるなど、地域が一体となり、継続した活動が出来るような仕組みづくりを考えて、実践しています。



そのような活動により、「水軒の浜」では、白砂青松の浜がだんだんと蘇りつつあります。

今では、延長約1.6kmの範囲に2000本以上の松を植え、草木の刈取りや清掃などの維持管理活動を行う他、養翠園側から花王側まで、ウォーキングが出来る遊歩道を整備しました。また、他にも、小さな子どもが遊べる遊具、ドッグランやフットサル(図2-3)など、「水軒の浜」に人が集まる環境づくりを実施しており、かつては、見られなかったウォーキングやフットサルをする人、ペットと遊ぶ親子連れなど、明らかに「水軒の浜」へ訪れる人が増えており、会の目的でもある、「健康推進」の形が具現化しつつあります。



このような地道な活動の結果として、「松を植える会」は、国土交通省から、「水軒堤防の再生」と「市民の公園の実現」の標題にて、第28回手づくり郷土賞(国土交通大臣)の表彰を受けました。



### 3 和歌山県の取組みについて

#### ① 平成 14 年度～平成 22 年度まで

和歌山県では、臨港道路の交差点改良(道路拡幅)のため、「水軒の浜」にて、平成 14 年に臨港鉄道を廃止し、工事をするため、平成 17 年に堤防の発掘調査を行いました。

発掘作業と平行し、交差点工事の不法占用対策を行っている中、平成20年1月、「松を植える会」が設立され、和歌山県知事に直接、図3—①—1の内容を要望しました。

図3—①—1

- この地域を「史跡堤防」、「松林」、「砂浜」及び「健康づくり」をテーマにした「歴史公園」にしたい。
- 松林を中心とする緑地を整備し、「保健保安林」にしたい。
- 上記構想に基づき、住民活動としての「水軒の浜」に松を植える会で行う当面の松の植樹をご承認いただきたい。

これを受けて和歌山県では、平成20年度(平成21年2月)に不法物件の調査を行い、その後、平成21～22年度に、「水軒の浜」(国有海浜地)と民地との境界確定作業を行いました。

また、その作業と平行し、警告看板を設置しました。

図3—①—2



#### ② 平成 23 年度～現在

境界確定後の平成 23 年度から、倒壊家屋や不法投棄の廃棄物の処分を開始しましたが、草木に埋もれ、30年以上放置していた物件(例:図3—②—1)を「自己所有物だ」と主張する人も現れるなど、当初の取組みは、大変困難な状況でありました。

図3—②—1



図3—②—2



指示書の貼付

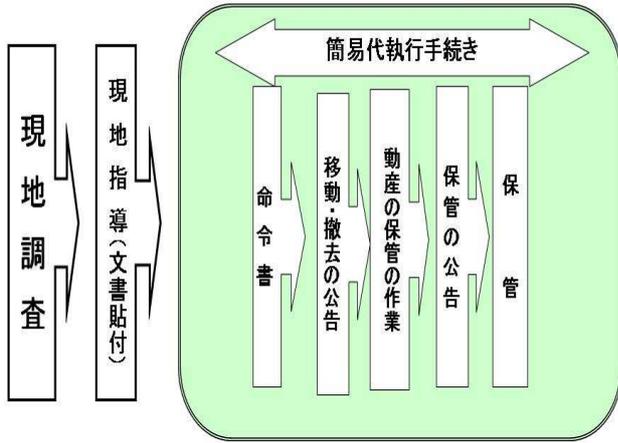
平成 24 年度からは、行政代執行を視野に入れて、指示書・勧告書などの行政指導を開始しました。(図3—②—2)

また、平成 25 年度からは、「水軒の浜」に放置されていた家屋や倉庫のうち、所有者が不明の物件に対する簡易代執行(強制撤去)を、計9物件行いました。(図3—②—3参照)

これは、空き家対策と併せて不法投棄をしやすい環境を無くすことを目的としたものです。

～簡易(所有者不明物件)代執行の概要～

図3-②-3



簡易代執行の実施にあたっては、周辺への聞き取りや法務局の登記簿・固定資産台帳などの公的資料の確認調査を行った上、決定的な証拠の無い物件に対して実施します。

調査番号「103」物件の簡易代執行のスケジュールを図3-②-4に示しています。

まず、簡易代執行を行うにあたって、一つの成功例をつくるのが肝要と考え、この物件を抽出し、他物件に先駆けて実施しました。

この作業は、県の取組みを県民にご理解頂き、その効果を高めるため、報道機関の協力を得るべく、情報提供(図3-②-5)を徹底的に行いました。

103 簡易(所有者不明物件)代執行スケジュール

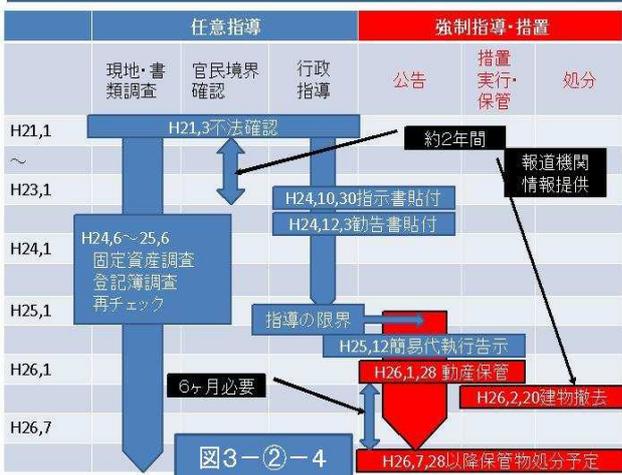


図3-②-4

平成 26 年 2 月 18 日: 資料提供

担当課: 港湾空港課

図3-②-5

「水軒の浜」放置家屋等の強制撤去について

平成 26 年 2 月 20 日(木)、和歌山市西浜の「水軒の浜(※1)」にて、長年放置されていた所有者不明の家屋1件を、海岸法に基づいて、強制撤去します。  
 県では、この家屋を含め、3月末までに、家屋等の物件を、計11件(家屋6件、その他5件)順次撤去します。  
 なお、物件所有者を特定した場合は、撤去費用を所有者から徴収します。

記

- 作業日程:平成26年2月20日(木)から2月28日(金)まで  
※別添作業実施日程参照(天候、作業進捗状況により変更の場合あり。)
- 場 所:和歌山市西浜地先水軒の浜(「水軒交差点周辺」※2裏面作業実施場所参照)
- 作業内容:港湾空港課、海草建設部の立ち会いのもと委託業者による撤去



2/20(木)10:00～の主なスケジュール  
 ・県執行宣言(海岸法違反)  
 ・家屋内の荷物搬出  
 ・撤去作業開始(12:00までに開始)

※1 「水軒の浜」とは  
 かつては、白砂青松の海水浴場であったが、海浜が懸港漁船や工業団地となった昭和40年代以降、家屋の不法占拠や不法投棄で荒れた浜になった。  
 平成20年以降、白砂青松を取り戻す活動を「水軒の浜に松を植える会(平成25年度国土交通省大臣表彰受賞)」が継続して実施したことにより、徐々に良好な景観を取り戻している。

※2 留意事項:現場周辺には駐車スペースがありません。別添、駐車位置に駐車願います。

簡易代執行の取材の様子

図3-②-6



図3-②-7



撤去中の風景



その結果、多くの新聞(和歌山県版)やテレビでも取り上げられ、報道されています。

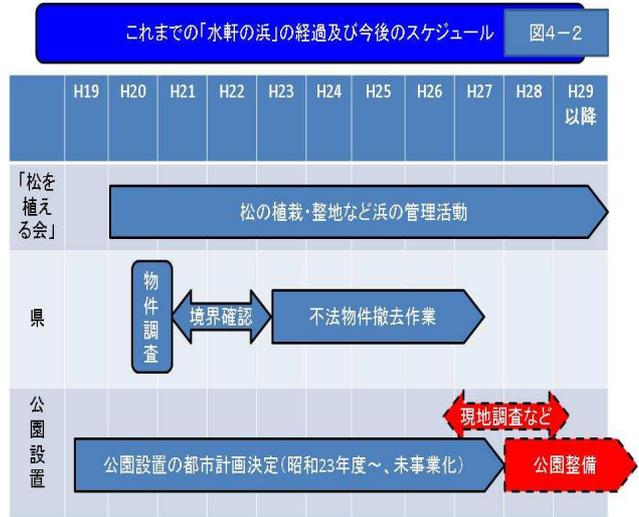
#### 4 課題について

下記図4-1のこれまでの取組み状況にもありますが、不法物件の数が多いこと及び昭和40年頃から、平成20年頃まで放置していたため、それを解消していくことがいかに大変であること、昭和23年の都市決定から実際の公園事業化(図4-2)までに時間が掛かり過ぎていることです。

しかし、知事は、平成26年5月14日の定例記者会見(図4-3)において、「**不法占拠に対しては、ルールに、従うことが大事**」との考えを示しており、担当課として、引き続き、強制撤去視野に、指示書・勧告書の文書の送付や掲示、個別訪問など、地道な活動を行って参ります。

図4-1

「水軒の浜」の状況について(H23~26,5未現在)		計	残
1	家屋・事務所の撤去件数 (うち簡易代執行)	20件 (6件)	21件
2	倉庫・車庫などの撤去件数 (うち簡易代執行)	115件 (3件)	48件
	計	135件	69件



平成26年5月14日 知事記者会見  
~和歌山県HPから抜粋~ 図4-3

(報道記者)  
緑化事業の絡みで、「水軒の浜」で今植林を進めていますが、国と市の不法占拠の撤去も、大分進んでいるようですが、その事業の進捗と、今は(埋立てにより)海は無いのですが、知事の「水軒の浜」に対する思いがあれば、お願いします。

(和歌山県知事)  
私の子供の頃の「水軒の浜」とは違います。だけど、子供の頃のままの浜と松林は残っているので、やっぱりなかなか立派な景観だと思います。  
長年、放置していたので、戦後すぐいろんな困窮の中で、例えば不法にお家を建てられた方が、色々といらっしゃると思うのですが、やっぱりルールはルールなので、そのルールに従ってきちんとやってもらって、その上で、市民あるいは県民が、楽しみかつ誇りに思うような松林を、1日も早く完全なものとして取り戻したいと思っています。

#### 5 おわりに

「水軒の浜」再生、かつての「白砂青松」の実現への進捗は、和歌山県だけで達成出来るものではなく、「松を植える会」、地元自治会、報道機関等との連携が不可欠であります。これまで、ご協力頂いた皆様へ改めて感謝の気持ちを述べるとともに、引き続き、公園設置に向けて、これまで以上の連携を図りながら進めて参ります。